

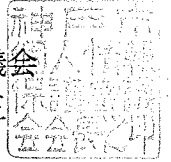
答 申 第 7 4 4 号

平成 31 年 3 月 26 日



地方独立行政法人神戸市民病院機構
理事長 橋 本 信 夫 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 26 日
付け神本部第 452 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

公的健診等受診者の眼底検査結果収集による医学的効果の実証における
個人情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 公的健診等の受診者のうち同意を得られた方を対象として、超広角眼底撮影装置を用いた眼底検査を行うとともに、眼底疾患の早期診断の医学的な有効性を検証するために、眼底撮影結果を電子計算機処理することは、健康診断等におけるこれまで以上の眼科疾患の早期発見及び重症化防止に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

公的健診等受診者の眼底検査結果収集による医学的効果の実証における
個人情報の電子計算機処理について
(条例第11条 「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は11条第2項に該当する項目

【システム上のデータ項目】

- ・研究ID

【調査対象者情報】

- ・氏名 (漢字・カナ)
- ・住所 (漢字・カナ)
- ・郵便番号
- ・電話番号
- ・性別
- ・生年月日

【検査結果】

- ◎超広角眼底撮影装置検査結果 (画像)

【アンケート項目】

- ◎眼科受診歴の有無
- ◎最近の目の違和感の有無